

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p>(委任)</p> <p><u>第2条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち、納税貯蓄組合の設立及び補助金の交付並びに組合規約又は組合員の変更届出に係る事務は、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所に委任する。</u></p>
<p>(組合設立届)</p> <p><u>第2条 政令第1条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する謄本には、第1号様式による組合設立届を添付しなければならない。</u></p>	<p>(組合設立届)</p> <p><u>第3条 政令第1条の規定により知事に提出する謄本には、第1号様式による組合設立届及び第2号様式による組合員名簿を添付しなければならない。</u></p>
<p>(証明書)</p> <p><u>第3条 政令第2条第1項の規定により知事が交付する証明書は、第2号様式のとおりとする。</u></p>	<p>(証明書)</p> <p><u>第4条 政令第2条第1項の規定により知事が交付する証明書は、第3号様式のとおりとする。</u></p>
	<p>(補助金の交付に関する計算期間等)</p> <p><u>第5条 法第10条第1項の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する計算期間については、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その交付の期間は計算期間終了の年の6月1日から6月30日までの間とする。</u></p>
	<p>(補助金の交付)</p> <p><u>第6条 知事は、予算の範囲内において、前条の計算期間（以下「計算期間」という。）の末日現在において組合員が10人以上の組合に対し、法第10条第1項に規定する事務費の額に相当する額を限度として次に掲げる額を合算して得た額の補助金を交付する。ただし、次に掲げる額を合算して得た額が1,000円未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 計算期間において当該組合の組合員（資本金</u></p>

の額又は出資金の額が5,000万円を超える法人である組合員を除く。以下同じ。)以外の者を雇用した場合における当該雇用に要した費用の額(計算期間において組合員(計算期間の初日現在に組合員であった者で計算期間中に組合員でなくなったもの及び計算期間の初日現在に組合員でない者で計算期間中に組合員となったものを含む。)のうち県税(個人の事業税及び普通徴収の方法により徴収する自動車税に限る。以下同じ。)の納税義務を有するもの(以下「納税義務組合員」という。)の数が30人以下の組合にあつては4,250円、納税義務組合員の数が31人以上の組合にあつては4,250円に納税義務組合員の数が30人を超える数10人ごとに850円を加算した額を限度とする。)

(2) 計算期間において帳簿書類を購入した場合における当該購入に要した費用の額

(3) 計算期間において当該組合の組合員以外の者が所有する事務所を借り受けた場合における当該事務所の借受けに要した費用の額(当該組合の納税義務組合員に係る納税通知書の総数を10で除して得た数(当該数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数)に360円を乗じて得た額を限度とする。)

(4) 計算期間における納税義務組合員の数に300円を乗じて得た額

2 前項の規定により補助金の額を計算する場合において、同項各号に掲げる額の合計額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

3 前2項の規定は、計算期間における当該組合の納税義務組合員が納期限内に納付した県税の総額の当該納期限内に納付すべき県税の総額に対する割合が100分の80に満たない組合については、適用しない。

(補助金の交付申請手続)

第7条 政令第4条の規定により補助金の交付を受けようとする組合は、第4号様式による補助金交付申請書に第5号様式による組合員県税納税調書を添付して、第5条の計算期間経過後2箇月以内にそれぞれ知事に提出しなければならない。

(組合規約又は組合員の変更届出)

第8条 組合規約又は組合員の変更があつた場合は、その都度第6号様式による組合規約変更届又は第7

<p>(質問検査)</p> <p><u>第4条</u> 法第11条第1項又は第2項の規定により質問又は検査を行う職員は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）<u>第2条第1項第1号</u>に規定する徴税吏員とする。</p> <p>2 法第11条第3項に規定する身分を示す証票は、<u>第3号様式</u>のとおりとする。</p>	<p><u>号様式による組合員加入（変更・脱退）届</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(質問検査)</p> <p><u>第9条</u> 法第11条の規定により質問又は検査を行う職員は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）に規定する徴税吏員とする。</p> <p>2 法第11条第3項の規定による身分を示す証票は、<u>第8号様式</u>のとおりとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第10条</u> 知事は、虚偽の申請により補助金の交付を受けた組合に対しては、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を次のように改正する。

第1号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に改める。

第2号様式を削る。

第3号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式から第7号様式までを削り、第8号様式中「第9条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(補助金の返還に関する経過措置)

2 この規則の施行前に納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第10条第1項の規定により交付された補助金の返還については、なお従前の例による。